

★ 広島県職員退職手当基金条例（条例第一号）（財政課）

一 制定の理由

令和五年度から職員の定年を段階的に引き上げることにより、各年度間で大幅に増減が生じることとなる退職手当支給額の負担平準化を図ることを目的とした基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

令和五年四月一日

★ G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（条例第二号）
（広島サミット推進チーム）

一 制定の理由

安全・安心なサミットの実現に向けて、サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期す等のため、対象地域及び対象施設の指定、対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止等に関して必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 目的

この条例は、G7広島サミット（令和五年に広島県で開催される主要国首脳会議をいう。）の開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。

2 定義

- (一) 対象地域 3 (一)により知事が指定した地域をいう。
- (二) 対象施設 4 (一)により知事が指定した施設をいう。
- (三) 対象施設周辺地域 4 (二)により知事が指定した地域（海域を含む。）をいう。
- (四) 小型無人機 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。
- (五) 要人 内閣総理大臣、外務大臣その他これらに準ずる地位にある者及びそれらの配偶者並びに外国の元首等の外国要人をいう。

3 対象地域の指定等

- (一) 知事は、1の目的に照らしその地域の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認めるときは、掲げる地域を、対象地域として指定することができる。
- (1) 広島市南区元宇品町及びその周囲おおむね二千五百メートルの地域（海域を含む。）として知事が指定する地域
- (2) 三原市本郷町善入寺に所在する広島空港及びその周囲おおむね千メートルの地域として知事が指定する地域
- (3) 1の目的に照らし、小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると知事が認める町又は字の区域（地方自治法第二百六十条第一項に規定する市町の区域内の町又は字の区域をいう。）及びその周囲おおむね千メートルの範囲内の地域（海域を含む。）として知事が指定する地域
- (二) 知事は、(一)により対象地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。
- (三) 知事は、(一)により対象地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

(四) 知事は、対象地域を指定するときは、その旨、期間及び対象となる地域を告示するものとする。

(五) 知事は、対象地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、(二)にかかわらず直ちにその指定を解除するものとする。

(六) 知事は、(五)による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 対象施設等の指定等

(一) 知事は、1の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認める施設を、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、当該対象施設の敷地(一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。)又は区域を併せて指定するものとする。

(二) 知事は、(一)により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

(三) 知事は、(一)及び(二)により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

(四) 知事は、(一)及び(二)により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

(五) 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、その旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示するものとする。

(六) 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、(三)にかかわらず直ちにその指定を解除するものとする。

(七) 知事は、(六)による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

5 対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止

(一) 何人も、次に掲げる地域の区分に応じ、令和五年四月十九日から同年五月二十二日までの期間の範囲内でそれぞれに定める期間については、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。

(1) 対象地域 3(二)により知事が指定した期間

(2) 対象施設周辺地域 4(三)により知事が指定した期間

(二) (一)は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

(1) 知事及び土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。以下「土地所有者等」という。)の同意を得た者が対象地域の上空において行う小型無人機の飛行

- (2) 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行
 - (3) 土地所有者等又はその同意を得た者が対象施設周辺地域内における当該土地の上空において行う小型無人機の飛行
 - (4) 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行
- (三) 知事は、次のいずれかに該当するときは、(二)(1)の同意をしてはならない。
- (1) 対象地域の上空において、小型無人機を飛行させることにより、要人に危険が生じるおそれがあると認めるとき。
 - (2) 要人の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき。
 - (3) (1)及び(2)に準ずるものとして知事が必要と認めるとき。
- (四) (二)により小型無人機を飛行させようとする者は、6に定める方法により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象地域又は当該対象施設周辺地域が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会に通報しなければならない。

6 通報の方法

- (一) 5(二)(1)から(3)までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち対象施設の管理者又は土地所有者等（以下「施設管理者等」という。）及び5(二)(4)に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う5(四)による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の七日前（災害その他緊急かつやむを得ない場合にあつては、小型無人機の飛行を開始する前）までに、次に掲げる事項と通報して行うものとする。
- (1) 通報者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
 - (2) 小型無人機の飛行を行う目的
 - (3) 小型無人機の飛行を行う日時
 - (4) 小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域内の区域
 - (5) 小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量、製造番号その他の特徴
 - (6) 小型無人機の飛行に係る機器の登録記号（航空法第三百三十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。）
 - (7) 操縦者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
 - (8) 操縦者の勤務先の名称、所在地及び連絡先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機の飛行を行おうとする場合に限る。）
 - (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、別に公安委員会が定める事項
- (二) (一)は、施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う5(四)による通報について準用する。

(三) (一)による通報(二)において準用する場合を含む。)の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、災害その他緊急かつやむを得ない場合にあつては、口頭その他適切な方法により行うことができる。

(1) 小型無人機の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面
(2) 飛行させる小型無人機の写真(当該機器の全体及び製造番号等を写したものと及び仕様書

(3) 施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う小型無人機の飛行の場合にあつては、知事及び土地所有者等又は施設管理者等の氏名、住所、連絡先及びその同意を行った年月日を記載した書面の写し

(4) 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行うことを証明する書面の写し(公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行う場合に限る。)

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類

(四) (一)による通報(二)において準用する場合を含む。)をした者は、(一)(1)から(9)に掲げる事項に変更があつたときは、小型無人機の飛行を開始する前までに、所轄警察署長を経由して公安委員会に通報しなければならない。

7 関係機関への協力要請

(一) 知事は、5(二)(1)の同意を求められたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

(二) 公安委員会は、5(四)又は6(一)による通報を受けたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

8 安全の確保のための措置

(一) 警察官は、5(一)又は(四)に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命じることができる。

(二) (一)の措置をとることを命じられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないとき又は小型無人機の飛行を行っている者に対し当該措置を命じるとまがないときは、警察官は、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

(三) 県は、(二)による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者(5(一)又は(四)に違反して小型無人機の飛行を行った者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 罰則

次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (一) 5 (一)に違反し、5 (一)(1)の対象地域の上空で小型無人機の飛行を行った者
- (二) 5 (一)に違反し、5 (一)(2)の対象施設周辺地域のうち、4 (一)の対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域の上空で小型無人機の飛行を行った者
- (三) 8 (一)による警察官の命令に違反した者

10 委任

この条例の実施に関して必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

三 施行期日等

1 施行期日

令和五年三月十三日

2 条例の失効

この条例は、令和五年五月二十二日限り、その効力を失う。

3 経過措置

この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、2にかかわらず、2に規定する日後も、なおその効力を有する。

★ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三号）（建築課）

一 改正の要旨

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県建築基準法施行条例	がけ付近の居住の用に供する建築物に対する建築制限の適用除外に係る関係規定の整備
広島県手数料条例	宅地造成工事の許可に係る申請手数料の規定の整備
広島県生活環境の保全等に関する条例	土地履歴調査等の義務の対象となる行為の明確化等

二 施行期日

令和五年五月二十六日

★ 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第四号）
（文化芸術課）

一 改正の要旨

博物館法の一部が改正されたことに伴い、次の条例について引用条項の整理等を行った。

- 1 広島県立美術館条例
- 2 旅館業法施行条例
- 3 広島県立歴史博物館設置条例
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）（人事課）

一 改正の要旨

一般職の国家公務員の取扱いに準じて、広島県の常時勤務に服することを要する職員以外の地方公務員等が、引き続き広島県の常時勤務に服することを要する職員となった場合における退職手当の基礎となる勤続期間に係る要件を緩和するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第六号）（人事課）

一 改正の理由

広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継すること並びに児童生徒数の変動等に伴い、職員定数等を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県企業職員等定数条例の一部改正

広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継することに伴い、関係規定の整理を行うとともに、定数を次のとおり改正した。

改正後	改正前
広島県流域下水道事業の職員 三〇人	広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区分	改正後	改正前	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、〇七八人	五、〇六五人	一三人
市町立学校県費負担教職員	九、四四二人	九、四六七人	△二五人

三 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第七号）（財政課）

一 改正の要旨

調理師試験手数料の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	調理師試験手数料の改正及び当該手数料の納付先を指定試験機関とすることに伴う改正 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の改正 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえた電気工事士免状の書換えに係る手数料の改正 建築基準法の改正に伴う建築物の容積率の特例認定申請手数料等の新設等 研究所の設備の利用又は試験等の依頼に係る手数料の上限額の改正
ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例	研究拠点の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正
広島県道路占用料徴収条例	道路法施行令の改正を踏まえた道路占用料の改正
広島県広島ヘリポート条例	格納庫用地使用料の改正
広島県港湾施設管理条例	広島港のベイサイドビーチ坂の駐車料の改正
県立病院使用料及び手数料条例	新生児介補料の改正
広島県警察関係手数料条例	道路交通法の改正に伴う特定自動運行の許可に係る手数料の新設

二 施行期日

- (一) 広島県手数料条例のうち電気工事士免状の書換えに係る手数料の改正 令和五年三月三十一日
- (二) (一)及び(三)以外の改正 令和五年四月一日
- (三) 広島県港湾施設管理条例の改正 令和五年七月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第八号）
（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事 務	対 象 市 町
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、液化石油ガス設備工事の届出の受付等	広島市

2 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
建築基準法に基づく事務のうち、建築物の容積率不算入に係る認定申請の受付等	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく事務のうち、実施計画の認定申請の受付等	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

3 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

事 務	対 象 市 町
調理師法に基づく事務のうち、受験願書の受付	市町

4 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2以外の改正 令和五年四月一日

2
二4の改正
令和五年五月二十六日

★ 広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例（条例第九号）（子供未来応援課）

一 改正の要旨

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、安全計画の策定を義務付けることなど、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 懲戒に係る権限に関する事項の削除 二 安全計画の策定並びに感染症及び災害発生時の業務継続計画の策定に関する規定の整備 三 自動車を行う場合の児童の所在確認を行うことを義務付けることなど関係規定の整備 四 施設基準及び人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 懲戒に係る権限に関する事項の削除 二 安全計画の策定に関する規定の整備 三 自動車を行う場合の障害児の所在確認を行うことを義務付けることなど関係規定の整備 四 自動車を行う場合の障害児の所在確認を行うことを義務付けることなど関係規定の整備</p>
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例</p>	<p>一 自動車を行う場合の子どもの所在確認を行うことを義務付けることなど関係規定の整備 二 人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 懲戒に係る権限に関する事項の削除 二 設備基準及び人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>児童福祉法に基づく設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>引用条項の整理</p>

二 施行期日

- 1 懲戒に係る権限に関する事項の削除 令和五年三月十三日
- 2 1以外の改正 令和五年四月一日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

高度で多彩な産業人材の一層の育成を目的として、貸付けを受けた者が大学等の課程を卒業又は修了等した場合における返還債務の免除に関して必要な事項を定めるなどの改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（就農支援課）

一 改正の要旨

- 1 旧農業改良資金貸付事業における違約延滞金の管理を特別会計から一般会計による経理に移行させることに伴い、関係規定の整理を行った。
- 2 就農支援資金貸付事業が終了することに伴い、関係規定の整理を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（企業局

）

一 改正の要旨

広島県水道広域連合企業団を設立し、広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を同企業団に承継することに伴い、これらの事業に係る規定を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）
（警察本部）

一 改正の要旨

福山市加茂町の一部及び同市駅家町の一部の区域をもって新たに町の区域が画されたことに伴い、広島県福山北警察署の管轄区域の表示などを改めた。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（警察本部）

一 改正の要旨

道路交通法等の一部改正を踏まえ、信号機に関する基準に遠隔操作型小型車に係る規定を加えるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第十六号）

一 改正の理由

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を整理するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県議会個人情報保護条例（条例第十七号）

一 改正の要旨

個人情報保護の保護に関する法律が全面施行されることを踏まえ、個人情報の適正な取扱いを引き続き確保するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

一 改正の要旨

広島県議会個人情報保護条例の全部改正を踏まえ、個人情報保護に関する規定と情報公開に関する規定の整合を図るため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日